

議案第12号

日野町課設置条例の一部改正について

日野町課設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月2日提出

日野町長 景山 享弘

日野町課設置条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

産業振興課を2課に分け、多様化する業務及び住民ニーズに対応するため。

2 附則

平成 28 年 4 月 1 日から施行

日野町課設置条例の一部を改正する条例
日野町課設置条例(昭和34年日野町条例第6号)を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の<u>6課</u>を置く。</p> <p>総務課 企画政策課 住民課 健康福祉課 産業振興課 <u>建設水道課</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～住民課 略 産業振興課</p> <p>(1) 農林、畜産、水産業の振興に関すること。 (2) 地域農政の推進に関すること。 (3) 農林道の新設及び管理に関すること。 (4) 治山に関すること。 (5) 森林病虫害の防除に関すること。 (6) 鳥獣保護及び駆除に関すること。 (7) 町有林の管理に関すること。 (8) 農林災害に関すること。</p> <p><u>(9)</u> 商工業の振興に関すること。 <u>(10)</u> 雇用促進及び企業誘致に関すること。</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の<u>5課</u>を置く。</p> <p>総務課 企画政策課 住民課 健康福祉課 産業振興課</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～住民課 略 産業振興課</p> <p>(1) 農林、畜産、水産業の振興に関すること。 (2) 地域農政の推進に関すること。 (3) 農林道の新設及び管理に関すること。 (4) 治山及び<u>地すべり防止</u>に関すること。 (5) 森林病虫害の防除に関すること。 (6) 鳥獣保護及び駆除に関すること。 (7) 町有林の管理に関すること。 (8) 農林災害に関すること。 <u>(9)</u> <u>地籍調査</u>に関すること。</p> <p><u>(10)</u> 商工業の振興に関すること。 <u>(11)</u> 雇用促進及び企業誘致に関すること。</p>

建設水道課

- (1) 環境保全、廃棄物処理及び清掃に関すること。
- (2) 簡易水道等に関すること。
- (3) 下水道等に関すること。
- (4) 自然保護、水質汚濁、公害等に関すること。
- (5) 道路、橋梁の新設及び管理に関すること。
- (6) 河川の管理に関すること。
- (7) 砂防、地すべり対策に関すること。
- (8) 住宅及び建設に関すること。
- (9) 改良住宅に関すること。
- (10) 除雪対策に関すること。
- (11) 公共土木災害に関すること。
- (12) 地籍調査に関すること。

- (12) 環境保全、廃棄物処理及び清掃に関すること。
- (13) 簡易水道等に関すること。
- (14) 下水道等に関すること。
- (15) 自然保護、水質汚濁、公害等に関すること。
- (16) 道路、橋梁の新設及び管理に関すること。
- (17) 河川の管理に関すること。
- (18) 砂防、地すべり対策に関すること。
- (19) 都市計画に関すること。
- (20) 住宅及び建設に関すること。
- (21) 改良住宅に関すること。
- (22) 除雪対策に関すること。
- (23) 公共土木災害に関すること。

附 則

この条例は平成28年4月1日から施行する。